

# 新型コロナウイルス感染症について

[第5版]

## ■ コロナウイルスはどのようなウイルスですか？

コロナウイルスは、発熱や上気道症状を引き起こすウイルスで、人に感染を起こすものは6種類あることが分かっています。

## ■ 新型コロナウイルス感染症の潜伏期間はどのくらいありますか？

世界保健機関（WHO）の Q&A によれば、現時点の潜伏期間は1～12.5日（多くは5～6日）とされており、また、他のコロナウイルスの情報などから、感染者は14日間の健康状態の観察が推奨されています。

## ■ 新型コロナウイルス感染症はどのように感染するのでしょうか？

現時点では、飛沫感染（ひまつかんせん）と接触感染の2つが考えられます。

- （1）飛沫感染 感染者の飛沫（くしゃみ、咳、つば等）と一緒にウイルスが放出され、そのウイルスを口や鼻から吸い込んで感染します。  
※主な感染場所：劇場、満員電車など人が多く集まる場所
- （2）接触感染 感染者がくしゃみや咳を手で押さえた後、その手で周りの物に触れるとウイルスが付きます。他者がその物に触るとウイルスが手に付着し、その手で口や鼻を触って粘膜から感染します。  
※主な感染経路：電車やバスのつり革、ドアノブ、スイッチなど

## ■ 新型コロナウイルス感染症の対策として注意すべきことはありますか？

一般的な感染症対策同様に、咳エチケットや手洗いなどを行っていただくようお願いします。

- ◇【手洗い】石けん等を使用し、こまめに手を洗う習慣をつけましょう。アルコール消毒液による手指消毒も有効です。
- ◇【咳エチケット】咳などの症状がある方は、咳やくしゃみを手でおさえると、その手で触ったドアノブなど周囲のものにウイルスが付着し、ドアノブなどを介して他者に病気をうつす可能性がありますので、咳エチケットを行ってください。特に電車や職場、学校など人が集まるところで行うことが重要です。
- ◇【マスクの着用】咳やくしゃみ等の症状のある人はマスクをつけましょう。マスクは、咳やくしゃみによる飛沫及びそれらに含まれるウイルス等病原体の飛散を防ぐ効果が高いとされています。

## ■ 医療機関へ受診する際の基準や注意点などがありますか？

A 風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている方（解熱剤を飲み続けている期間を含む）

B 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある方

※ 高齢者や基礎疾患等（※1）のある方は、上の状態が2日程度続く場合

- ① 上記のA、Bいずれかに該当する場合は、学校を休み、最寄りの帰国者・接触者相談センターへ連絡してください。

※ センターへ相談した結果、新型コロナウイルス感染の疑いがあるとされた場合には、専門の「帰国者・接触者外来」を紹介されます。その際は、他の人との接触（公共交通機関の利用等）を避け、マスクを着用して受診してください。

- ② 上記のA、Bいずれかに該当しないが、発熱や風邪の症状がみられる場合は、学校を休み、外出を控え、症状が治まるまでは、ご自宅でも健康観察（検温等）を行ってください。

症状が改善しない場合はかかりつけ医に受診し、登校については医師の判断に従ってください。

- ◇ 症状が改善せず、上記A、Bいずれかのような症状がある場合は、上記①の対応を行ってください。
- ◇ その他の場合で、新型コロナウイルスの感染に不安がある場合は、「府民向け相談窓口」をご活用ください。

※1 基礎疾患等のある方 … 糖尿病・心不全・呼吸器疾患（慢性閉塞性肺疾患など）等の基礎疾患のある方、透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤を用いている方等の重症化しやすい方（妊婦も同様とする）

※ 呼吸器症状 … のどの痛み、咳、呼吸困難感、鼻水・鼻づまり等

※ 濃厚接触 … 「同一居住者として過ごした」、「適切な感染予防策を講じず2m以内で患者と対面接触した」場合等

## ■ ご自宅での健康観察について

発熱や風邪の症状がある場合はその症状が治まるまで、また、在籍する学校において新型コロナウイルス感染症のり患者が確認された場合は保健所等が指示する期間、ご自宅で健康観察（検温の記録や呼吸器症状の出現の確認及び記録）を実施してください。

参考文献：○ 厚生労働省HP：新型コロナウイルスに関する Q&A [令和2年2月23日時点版]

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/dengue\\_fever\\_qa\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html)

○ 厚生労働省HP：新型コロナウイルスを防ぐには

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000596861.pdf>

○ 大阪府健康医療部保健医療室医療対策課作成 啓発資料「今、府民の皆様を知って欲しいこと」

等

## 【新型コロナウイルス感染症の疑いにより受診する際の留意点】

- A、Bのいずれかに該当する場合は、速やかに学校に連絡をしてください。
- A、Bのいずれかに該当する場合は、最寄りの帰国者・接触者相談センターに連絡し、感染の可能性や、その後の対応（対応可能な病院等）について、相談及び確認を行ってください。
- 専門の帰国者・接触者外来を受診する際には、事前に医療機関に連絡し、受診の方法について確認し、他の人との接触（公共交通機関の利用等）を避け、マスクを着用して受診してください。
- 医療機関から、新型コロナウイルス感染症（疑い含む）と診断された場合は、速やかに学校に連絡してください。